第4章 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

第1節

生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等の推進

1 生活保護制度の概要

生活保護制度*1は、その利用し得る資産や能力その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じた必要な保護を行うことにより、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度であり、社会保障の最後のセーフティネットと言われている。

保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類があり、それぞれ日常生活を送る上で必要となる食費や住居費、病気の治療費などについて、必要な限度で支給されている。

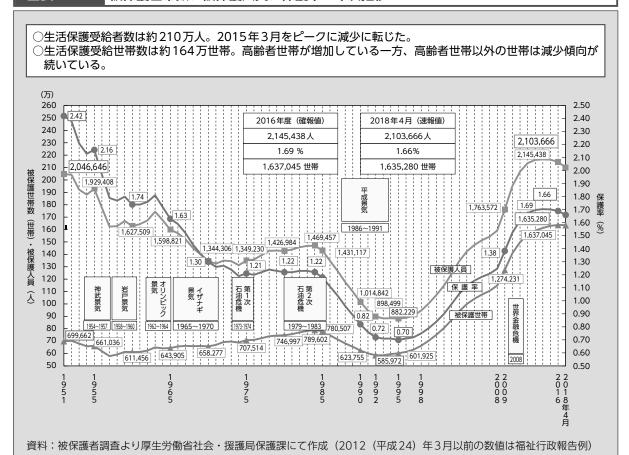
2 生活保護の現状

被保護者数は1995 (平成7) 年を底に増加し、2015 (平成27) 年3月に過去最高を記録したが、以降減少に転じ、2018 (平成30) 年4月には約210.4万人となり、ピーク時から約7万人減少している (図表4-1-1)。

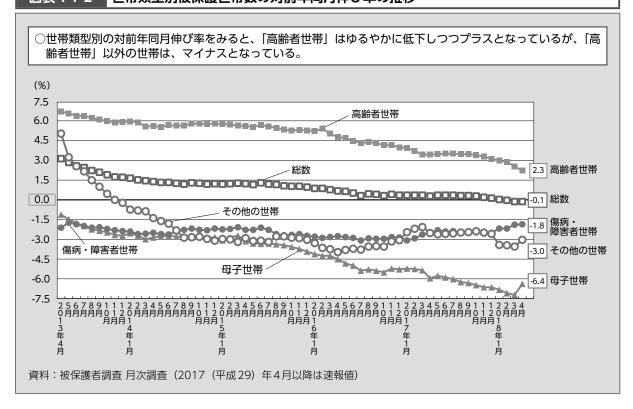
世帯類型別の被保護世帯数の動向を見ると、高齢者世帯は社会全体の高齢化の進展と単身高齢世帯の増加を背景に増加傾向にあるが、高齢者世帯を除く世帯の数は最近では減少傾向が続いている(図表4-1-2)。

^{*1} 生活保護制度の詳細を紹介したホームページ 厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/seikatuhogo.html

図表 4-1-1 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

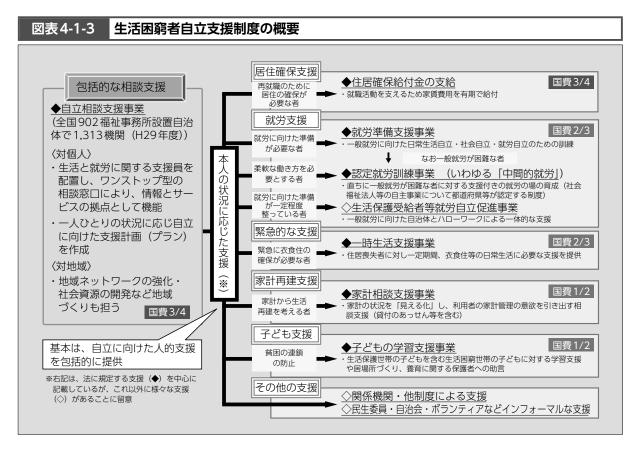


図表 4-1-2 世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移



3 生活困窮者自立支援制度について

「生活困窮者自立支援法」(平成25年法律第105号)は、福祉事務所を設置する地方自治体において、複雑かつ多様な課題を背景とする生活困窮者に対し、以下の各種支援等を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげるものである。



生活困窮者自立支援法が2015 (平成27) 年4月1日に施行されてから3年間で、新規相談者は約68万人、自立支援計画の作成による継続的な支援を行った人は約19万人となっている。継続的な支援を行った人のうち、約9万人が就労・増収しており、支援期間1年間で意欲や社会参加等、家計の状況、就労の状況いずれかでステップアップした人も6割にのぼっているなど、生活困窮状態の深刻化を予防する効果が着実に現れている。

また、複雑かつ多様な課題を背景とする生活困窮者を包括的な支援につなげていくためには、生活困窮者の自立の支援を行う地域の福祉、就労、教育、住宅などの関係機関等と緊密な連携を図る必要がある。特に2016(平成28)年からは、生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、厚生労働省と国土交通省の間で情報共有や協議を行うための「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を開催しており、新たな住宅セーフティネット制度や生活困窮者自立支援法の見直しに関する情報共有や議論を行い、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図った。

2018 (平成30) 年は新たな取組みとして、子どもの学習支援事業の更なる充実に向け、 高校生世代に対する進路選択に関する情報提供・助言や、小学生等がいる世帯への巡回訪 問等を通じた家庭全体への支援を実施した。また、就労準備支援事業において、ひきこもりの状態にある方等を対象に、アウトリーチ等による早期からの継続的な個別支援を実施するとともに、ひきこもりに特化した一次相談窓口として都道府県・指定都市に設置されている「ひきこもり地域支援センター」において、市町村のバックアップ機能を強化し、ひきこもり支援の充実を図った。

4 生活困窮者自立支援法・生活保護法の一部改正について

近年、単身世帯の増加や高齢化の進展、地域社会との関係性の希薄化等の中で、生活保護受給者数は減少傾向にあるものの、生活保護受給世帯数や高齢の生活保護受給者は増加傾向にあるなど、生活に困窮する方への多様な支援の必要性が高まることが予想される。

また、生活困窮者自立支援法は施行から3年を経て、生活困窮者の自立と尊厳の保持を図りながら、個人に寄り添った「断らない相談支援」をめざした包括的な支援が展開され、着実に効果をあげてきたが、地域や自治体間では自立に向けた取組みに差があることから、全国的な事業実施を推進していくことが求められている。さらに、生活困窮自立支援制度がより多くの生活困窮者を支援対象とし、地域参加や就労支援につなげ、その自立を一層促進していくためには、生活困窮者の支援に関わる様々な制度や、関係機関、地域経済を担う産業などとの連携が求められている。

こうした状況や、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会での議論等を踏まえ、第196回通常国会に「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を提出し、2018(平成30)年6月1日に成立した(平成30年法律第44号)。同改正法に基づき、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講じた。

5 生活保護基準の見直し

生活保護基準については、定期的に検証を行っており、2017(平成29)年12月に取りまとめられた社会保障審議会生活保護基準部会の報告書を踏まえ、食費や光熱費などの日常的に必要な費用に対応する生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態を勘案して見直すとともに、子どものいる世帯に対する加算(児童養育加算及び母子加算)や教育に関する扶助(教育扶助及び高等学校等就学費)についても、必要な見直しを行うこととした。

これらの見直しは2018(平成30)年10月から行うこととしているが、生活保護受給世帯への影響に配慮するため、激変緩和の観点から3回にわけて段階的に見直しを行うとともに、減額となる世帯の減額幅を5%以内に留めることとした。

なお、今回の生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響については、それぞれの制度 の趣旨や目的・実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう、政府全体 として対応していくこととしている。

第2節 地域共生社会の実現の推進

1 地域共生社会の実現について

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活 課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え 合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社 会」の実現が求められている。

そのため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」 (平成29年法律第52号)により社会福祉法の一部を改正し、

- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応 じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の整備
- ・主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制の整備

などを通じた、包括的な支援体制づくりが市町村の努力義務とされた。

また、地域福祉計画について、策定が任意から努力義務にされるとともに、福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけられた。

2018 (平成30) 年の改正社会福祉法の施行に先立ち、市町村が包括的な支援体制を整備する上での指針を策定するとともに、地域福祉計画の策定ガイドラインを改定した。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを推進するため、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制づくりに取り組む市町村を支援するモデル事業を実施しており、2018年度においても、引き続き、実施することとしている。

なお、第196回通常国会に提出した生活困窮者自立支援法の改正においては、地域共生社会の中核的な役割を担うことを期待されている生活困窮者自立支援制度について、自立相談、就労準備そして家計改善に向けた支援を一体的に実施する自治体への支援を強化するなど、その課題解決機能の強化を図ることとしている。

このほか、東日本大震災や平成28年(2016年)熊本地震の影響により、仮設住宅等での避難生活を余儀なくされている被災者に対して、孤立防止のための見守りや日常生活上の相談支援など、その安定的な日常生活を確保するための支援を行う「被災者見守り・相談支援事業」を行うほか、24時間365日つながる電話相談窓口を設置し、電話による相談を受けて様々な悩みを傾聴するとともに、必要に応じ面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につなげる相談支援事業を2011(平成23)年度から行っている。

2 消費生活協同組合について

消費生活協同組合(生協)については、1948(昭和23)年に「消費生活協同組合法」として法制化され、主に組合員に対して、食料品や雑貨などの販売、食堂などの施設の運

営、生命共済などの各種共済、医療事業や福祉事業などを行っている。制度の発足以降、 生協数や組合員数は大きく増加し、2017(平成29)年3月31日現在で生協数は938組合、組合員数は延べ6,636万人に達している*²。

2007 (平成19) 年に、生協を取り巻く環境や国民の要請の変化に対応するべく、共済 事業における契約者保護、経営・責任体制の強化等を内容とした法の改正が行われ、 2008 (平成20) 年から施行されている。

また、災害時に、生協が避難者に対して物品供給を行うことを可能とする要件を拡大すること等とする「消費生活協同組合法施行規則」の改正が行われ、2013(平成25)年から施行されている。

3 地域生活定着促進事業の実施について

刑又は保護処分の執行のため矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院)に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービス(例えば、障害者手帳の発給や施設への入所等)を受ける必要があるものの釈放後の行き場のない人等は、 釈放後に必要な福祉サービスを受けることが困難である。

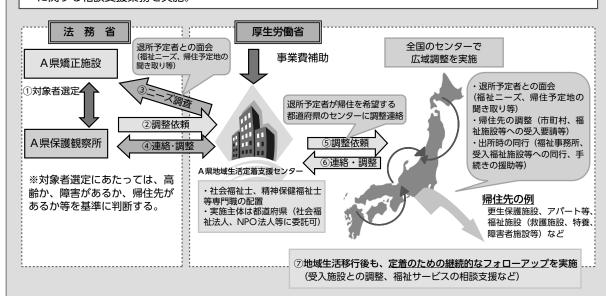
そのため、厚生労働省では、2009 (平成21) 年度から「地域生活定着支援事業(現在は地域生活定着促進事業)」を開始した。

本事業では、各都道府県の地域生活定着支援センター(全国48か所)が、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉の関係者と連携して、支援の対象となる人が釈放後から福祉サービスを受けられるよう取り組んでいる(図表4-2-1)。

^{*2} 組合数・組合員数は、平成29年度消費生活協同組合(連合会)実態調査に対する回答に基づく。

図表 4-2-1 地域生活定着促進事業の概要

- ○2009(平成21)年度から、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と 協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- ○2011 (平成23) 年度末に全国47都道府県への整備が完了し、2012 (平成24) 年度からは全国での広域調整が可能に。
- ○地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。



4 成年後見制度の利用促進について

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える重要な手段である。成年後見利用制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進するため、2016(平成28)年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が成立し、本法律に基づき、2017(平成29)年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定した。基本計画には、利用者がメリットを実感できる制度、運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和などの観点からの施策目標を盛り込んでいる。また、成年後見制度利用促進法において、市町村は国の基本計画を勘案して、市町村計画の策定に努めることとされている。

2018 (平成30) 年4月、利用促進とりまとめ等の業務が内閣府から厚生労働省に移管されるにあたり、厚生労働省は、社会・援護局に成年後見制度利用促進室を設置した。今後は、基本計画に基づき、都道府県の支援の下、各地域における制度利用のニーズや専門職等の地域の資源を把握した上で、市町村計画の策定を促進するとともに、地域連携ネットワークの中核機関の設置推進等の施策に総合的・計画的に取り組むこととしている。

第3節 社会福祉法人制度改革について

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とする法人として、長年、福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たしてきたが、その公益性・非営利性の徹底、国民に対する説明責任の履行及び地域社会への貢献という観点から、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(2017(平成29)年4月本格施行)により、社会福祉法人制度改革が実施された。改革では、経営組織のガバナンスの強化(評議員会の必置化、一定規模を超える法人に対する会計監査人の導入等)、事業運営の透明性の向上(現況報告書、計算書類、役員報酬基準等の公表等)、財務規律の強化(社会福祉充実財産の明確化及び社会福祉充実財産がある法人の社会福祉充実計画の作成の義務付け、役員報酬基準の作成等)、地域における公益的な取組みの実施に係る責務規定の創設等が行われた。2017年度は、①財務諸表等電子開示システムを整備し、全国の法人の現況報告書や計算書類等の公表を実施したほか、②403法人で会計監査人を設置し(うち、会計監査人の設置が義務付けられた収益30億円又は負債60億円を超える法人は323法人)、③2,084法人で社会福祉充実計画を作成するなど、着実に取組みを進めている。また、地域における公益的な取組みに関する運用の見直しを行う等、社会福祉法人が地域共生社会の実現に向け、その特徴や専門性を活かした地域貢献を積極的に行えるよう、更なる制度の改善を図っている。

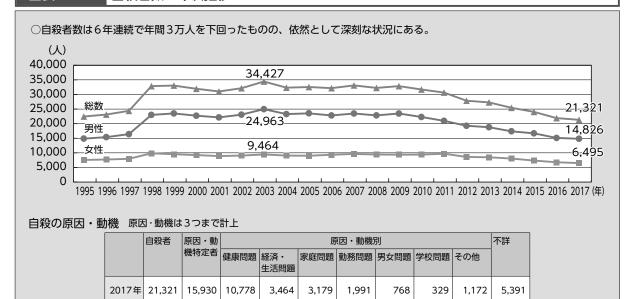
第4節 自殺対策の推進

我が国の自殺者数は、1998 (平成10) 年以降、14年連続で年間3万人を超える水準で推移してきた。自殺者数は、警察庁の自殺統計原票を集計した結果(以下「自殺統計」という。)によると、2017 (平成29) 年においては、2016 (平成28) 年を下回る21,321人(確定値)で、前年に比べ576人(2.6%)減少となっている。

また、自殺者数の推移としては、6年連続で3万人を下回り、年間自殺者数は8年連続の減少となっている(図表4-4-1)。

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。2017年中の原因・動機特定者は1万5,930人であり、そのうち原因・動機が「健康問題」にあるものが1万778人で最も多く、次いで「経済・生活問題」(3,464人)、「家庭問題」(3,179人)、「勤務問題」(1,991人)の順となっている。

図表 4-4-1 自殺者数の年次推移



原因・動機特定者とは自殺者数から不詳を引いたもの15,930人 資料:警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

こうした中、2006(平成18)年に成立した自殺対策基本法が2016年3月に一部改正され、政府が推進すべき自殺対策の指針である、「自殺総合対策大綱」(以下「大綱」という。)もまた、2017年7月に改定(閣議決定)された。改正後の自殺対策基本法においては、自殺対策を地域レベルの実践的な取組みを中心とするものへと転換を図るため、都道府県及び市町村に対して、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定が義務付けられるとともに、新たな大綱に基づき、2026年までに、自殺死亡率を2015(平成27)年と比べて30%以上減少させることを目標として総合的に自殺対策を推進することにしている。

厚生労働省及び自殺総合対策推進センターでは、自殺対策計画策定の手引きや地域の自殺実態のデータ、政策パッケージの提供等を行ったところであり、地域の実情に合った自殺対策が推進されるよう引き続き支援していく。

2017年10月に神奈川県座間市で発覚した、SNSを利用して自殺願望を投稿するなど した被害者を誘い出し殺害した事件を受けて、政府は同年12月に「座間市における事件 の再発防止に関する関係閣僚会議」を開催し、関係省庁における従来の取組みを検証した うえで、再発防止策を取りまとめた。

厚生労働省では、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策として、SNS等を活用した相談・支援体制の強化や、悩みを気軽に話し、孤立を防ぐことができる若者の居場所づくり支援を進めていく。

第5節 戦没者の遺骨収集、戦傷病者・戦没者遺族等への援護など

厚生労働省では、戦後、一般邦人の海外からの引揚げを支援するとともに、軍人の復 員、未帰還者の調査、戦傷病者や戦没者遺族等の援護を行ってきた。

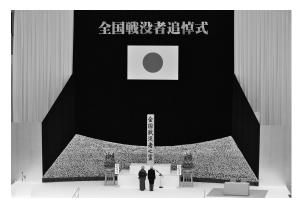
現在はこうした援護のほか、先の大戦による戦没者の追悼、各戦域での戦没者遺骨収集 事業や戦没者遺族による慰霊巡拝を実施しており、また、先の大戦による混乱の中で中国 や樺太で残留を余儀なくされた中国残留邦人等への支援などを行っている。

1 国主催の戦没者追悼式、次世代への継承

(1) 戦没者追悼式の開催

国は毎年、先の大戦での戦没者を追悼する ため、全国戦没者追悼式と千鳥ヶ淵戦没者墓 苑拝礼式を開催している。

国が主催する全国戦没者追悼式は、先の大戦で多くの尊い犠牲があったことに思いを馳せ、戦没者を追悼するとともにその尊い犠牲を永く後世に伝え、恒久平和への誓いを新たにしようとするものである。毎年8月15日に、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、日本武道館で実施している。なお、先の大戦の記憶



全国戦没者追悼式 (天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで実施)

を風化させることなく次世代へ継承していくという観点から、青少年(18歳未満)の遺族にも献花していただくなど、式典に参加していただいている。

厚生労働省主催の千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式では、毎年新たに収容した戦没者の遺骨の うち遺族に引き渡すことのできないものについて、毎年度春に、皇族の御臨席の下、国の 施設である千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨し、拝礼している。

(2) 昭和館・しょうけい館

戦中・戦後の生活上の労苦を伝える「昭和館」、戦傷病者とその家族の労苦を伝える「しょうけい館」では、兵士、戦後強制抑留者及び海外からの引揚げの労苦を伝える「平和祈念展示資料館(総務省委託)」と連携し、小・中学生などを対象とした「夏休み3館めぐりスタンプラリー」を実施するとともに、高知県において地方展を開催した。

また、昭和館、しょうけい館においては、戦中・戦後の労苦体験を後世へ着実に継承するため、2016(平成28)年度より、戦後世代の語り部の育成事業を行っているところである。

2 戦没者の遺骨収集事業、慰霊巡拝等の推進

(1) 遺骨収集事業

先の大戦での戦没者は約310万人に上る。本土以外では約240万人が戦没したが、収容された遺骨は約128万柱である。未収容の遺骨約113万柱のうち、約30万柱が海没の

ため、また、約23万柱が相手国の事情により収容が困難となっており、約60万柱が収容可能な遺骨と考えられる。

厚生労働省では、1952(昭和27)年度以降、相手国政府の理解が得られた地域などから順次遺骨収容を行い、これまでに約34万柱を収容している。2017(平成29)年度は、939柱の遺骨を収容した。

戦没者の遺骨収集については、戦後70年余を経て遺族や戦友が高齢化し、当時の状況を知る方々が少なくなり、遺骨に関する情報が減少してきている。こうした中、2016 (平成28)年3月に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)が成立し、遺骨収集が国の責務と位置づけられたほか、2024年度までの期間を遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とすることや、関係行政機関の間で連携協力を図ること、厚生労働大臣が指定する法人が、戦没者の遺骨に関する情報収集や遺骨収集を行うこと等が定められた。また、集中実施期間における施策を総合的かつ計画的に行うため、同法に基づき、各国の国立公文書館等の文書等の収集や現地調査といった情報収集に集中的に取り組むことや、地域ごとの取組み方針などについて定めた「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」(平成28年5月31日閣議決定)が策定された。2016年11月からは、同法に基づき指定された一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会とともに、官民一体となって戦没者の遺骨収集を実施している。

1 硫黄島及び沖縄における遺骨収集事業の実施

硫黄島では、戦没者約2万2,000人のうち未だ約1万2,000柱の遺骨が未収容であることから、政府一体となって遺骨収容に取り組んでおり、2017年度は、2013(平成25)年12月に「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」で決定された「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」に基づき、滑走路地区において、2013年度に防衛省が実施した高性能地中探査レーダによる探査で確認された未探索の壕の調査及び集水区域などで固形物の反応があった箇所の掘削調査を実施した。その結果、滑走路下の壕から2柱の遺骨を収容した。また、外周道路外側の面的調査などを実施し、15柱の遺骨を収容した。

また、沖縄県においても、沖縄県や民間団体等と協力して遺骨収集を実施しており、 2017年度は7柱の遺骨を収容した。

2 旧ソ連・モンゴル地域における遺骨収集事業の実施

約57万5,000人が強制抑留され、劣悪な環境のもと、長期にわたり過酷な強制労働に従事させられ、約5万5,000人(うちモンゴル約2,000人)が死亡した旧ソ連・モンゴル地域については「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」(平成22年法律第45号)に基づき閣議決定された「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」を踏まえ、関係省庁と連携



平成29年8月9日(水) 旧ソ連抑留中死亡者遺骨引渡式 (ハバロフスク地方、クラスノヤルスク地方及びザバイカル地方)

し、民間団体等の協力も得つつ、抑留中死亡者の特定や遺骨収容を進めており、2018 (平成30) 年3月末までに40,068名(うちモンゴル1,429名)の死亡者を特定し、20,078柱の遺骨を収容した。2015 (平成27) 年4月には、ロシア連邦政府等から提供された抑留者に関する資料の全てについて、資料の概要と主な記載事項などを公表した。さらに、同月以降、提供資料のうち、死亡者に関する資料については、名簿形式となっているものについて、北朝鮮や樺太などシベリア・モンゴル地域以外の地域も含めて、身元が特定した者から、カナ氏名、死亡年月日などを公表し、厚生労働省ホームページにも掲載している。

3 情報の収集、南方地域における遺骨収集事業の実施

近年、残存する遺骨の情報が減少しているため、2006(平成18)年度から、情報が少ないビスマーク・ソロモン諸島、パプアニューギニアなどの海外南方地域を中心に、現地の事情に精通した民間団体に協力を求め、幅広く情報を収集しているほか、2009(平成21)年度から、米国や豪州などの公文書館などに保管されている当時の戦闘記録等資料の調査を行うなど、遺骨収集に必要な情報を収集している。

これらにより収集された情報をもとに、2017年度は、海外南方地域においては687柱 の遺骨を収容し、日本へ送還したところである。

4 DNA鑑定の実施

収容した戦没者の遺骨については、遺留品等から身元が判明した場合には遺族に伝達しており、2003(平成15)年度より、遺留品や埋葬記録等から戦没者を推定できる場合などであって遺族が希望するときはDNA鑑定を実施し、2018年3月末までに、1,100件の身元が判明した。

しかし、遺留品や埋葬地記録等の情報がある場合は限られていることから、2017年度より、沖縄県の一部地域において、広報を通じて戦没者の遺族と思われる方からのDNA鑑定の申請を募っており、申請された死亡場所等の情報に基づき、DNA鑑定を実施している。

また、これまでは歯を検体として戦没者のDNA鑑定を実施してきたが、2017年度から、従来の歯に加え、DNA情報を比較的多く含むとされる大腿骨等の四肢骨をDNA鑑定の対象としている。

(2)慰霊巡拝等

戦没者の遺族の要望に応え、主要戦域や戦没者が眠る海域での慰霊巡拝や、戦没者の遺児と主要戦域などの人々が相互理解のため交流する慰霊友好親善事業を実施している。

また、戦没者の慰霊と平和への思いを込めて、1970(昭和45)年度以降、主要戦域に 戦没者慰霊碑を建立(硫黄島と海外14か所)したほか、旧ソ連地域には個別に小規模慰 霊碑を建立(15か所)している。

3 戦傷病者、戦没者遺族等への援護

厚生労働省では、先の大戦において、国と雇用関係又はこれに類似する特別の関係に

あった軍人軍属等のうち公務傷病等により障害の状態となった者や、死亡した軍人軍属等の遺族に対して、国家補償の精神に基づき援護を行っている。具体的には、1952(昭和27)年に制定された戦傷病者戦没者遺族等援護法や、1963(昭和38)年に制定された戦傷病者特別援護法に基づき、本人に対しては障害年金の支給、療養の給付などを、遺族に対しては遺族年金や葬祭費の支給などを行っている*3ほか、都道府県ごとに設置される戦傷病者相談員や戦没者遺族相談員による相談・指導を実施している。

また、戦没者等の妻や父母、戦傷病者の妻などに対して、国として精神的痛苦を慰藉するために、各種特別給付金を支給しているほか、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に対して特別弔慰金を支給している。

4 中国残留邦人等への支援

1945 (昭和20) 年8月9日のソ連軍による対日参戦当時、中国の東北地方(旧満州地区) や樺太に居住していた日本人の多くは、混乱の中で現地に残留を余儀なくされ、あるいは肉親と離別し孤児となって現地の養父母に育てられたりした。厚生労働省では、こうした中国残留邦人等の帰国支援や帰国後の自立支援を行っている。

(1) 中国残留孤児の肉親調査

厚生労働省では、1975(昭和50)年より、中国残留孤児の肉親調査を行っており、2000(平成12)年から、日中両国政府が孤児申立者、証言者から聞き取りを行い、報道機関の協力により肉親を探す情報公開調査を行っている。これまで2,818名の孤児のうち、1,284名の身元が判明した。

(2) 中国残留邦人等の帰国支援、自立支援

中国残留邦人等の永住帰国にあたっては、旅費や自立支度金を支給し、親族訪問や墓参 等の一時帰国を希望する者には、往復の旅費や滞在費を支給している。

永住帰国後は、中国残留邦人等や同行家族が円滑に社会生活を営むことができるよう、

首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて、定着促進のための日本語教育、生活指導などを6か月間実施している*4。地域定着後は中国帰国者支援・交流センター(全国7か所)で日本語学習支援などを行っている。

また、中国残留邦人等は、帰国が遅れ、老後の備えが不十分であるという特別な事情にあることに鑑み、2008(平成20)年4月から、老後生活の安定のため満額の老齢基礎年金等を支給するとともに、世帯収入が一定基準を満たさ



中国帰国者支援・交流センターでの日本語教室の風景

^{*3} 軍人については、原則として恩給法 (1923 (大正12) 年、総務省所管) が適用されるため、障害年金や遺族年金等の支給対象は、主に恩給法に該当しない軍人、軍属及び準軍属並びにその遺族となっている。

^{*4} 国内唯一の宿泊研修施設であった「中国帰国者定着促進センター」は、建物の老朽化や帰国者の減少などを踏まえ、2015年度をもって 閉所したが、2016年度からはその機能を「首都圏中国帰国者支援・交流センター」に統合し、同様の支援を継続している。

ない場合には支援給付を支給するほか、2014(平成26)年10月からは、死亡した中国 残留邦人等と労苦を共にしてきた永住帰国前からの配偶者に対して配偶者支援金を支給し ている。

さらに、中国残留邦人等やその家族が地域社会でいきいきと暮らせるよう、地方自治体が中心となって、日本語教室、自立支援通訳の派遣、地域交流などの事業や中国残留邦人等の二世に対する就労支援事業を行っている。また、中国残留邦人等の高齢化に伴い、介護需要が増加していることを踏まえ、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられるよう、2017(平成29)年度から、中国帰国者支援・交流センターにおいて、中国語等による語りかけボランティアの派遣などを開始した。このほか、2016(平成28)年度から、次世代へ中国残留邦人等の体験と労苦を継承するため、証言映像収集・公開事業及び戦後世代の語り部育成事業を行っているところである。